

平成16年11月30日
厚生労働省医政局指導課

「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会報告書」の概要
～ 総務省とりまとめ～

- 平成16年2月26日に総務省・文部科学省・厚生労働省の3省がメンバーである「地域医療に関する関係省庁連絡会議」において、
 - ・自治体病院の再編統合、ネットワーク化など地域における医療提供体制の抜本的な見直しの取り組みを促進するため、地方公共団体や全国自治体病院協議会等との連携の下、そのあり方等について検討するため検討会を設置と合意。
- これを踏まえ、総務省において平成16年5月に「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会」(座長：邊見公雄 赤穂市民病院長。厚生労働省からも2名の委員が参加)を開催し、自治体病院の再編・ネットワーク化等について、総合的かつ詳細に検討し、報告書がとりまとめられたところ。
- 今後、以下を内容とする報告書に沿って、自治体病院においても、厚生労働省が作成した病院会計準則の積極的な活用が求められる。
 - ・病院の経営管理を的確に行うこと（病院の経営成績・財政状態の適正把握）
 - ・各種の病院を横断して相互に経営比較を行うこと（共通の尺度の導入）
 - ・自治体病院をはじめとする公的病院の経営効率化を行うこと（公的病院は率先して適用）

病院会計準則（平成16年8月改正）

- ◇病院（施設単位）の経営管理を的確に行う
→ 病院の経営成績・財政状態の適正把握
- ◇各種の病院を横断して相互に経営比較を行うための共通の尺度
→ 手上げ・自主的活用
- ◇近年、国公立病院の経営効率化の強い要請
→ 公的病院等は率先適用

病院会計準則の主な内容の 公的病院等の適用状況	国立病院 労災病院 国立大学 病院 (独立行政法人)	社会保険 病院	日 濟 厚 赤 生 生 生 会 連 病院	自治体立 病院 (地方公 営企業 法適用)	自治体立 病院 (地方独 立行政 法人)
	独立行政法人移行時から適用	病院会計準則改正を踏まえて対応	病院会計準則改正時から適用 (厚生連は適用済)	地方独法の会計基準を踏まえた、見直しの必要性を検討 (一部を除く)	地方独立行政法人へ移行するものから適用

改正内容

- 広く一般的に用いられている企業会計の新たな基準を、適用可能なかたちで導入し、病院経営の効率化等を高める。

- 財務諸表の見直し → キャッシュフロー計算書の導入、利益処分計算書の削除等
- 新たな基準の適用 → 退職給付会計、リース会計、研究開発費会計、税効果会計の導入等

「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会報告書」の概要

総務省では、平成16年5月から、「地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会」（座長：邊見公雄 赤穂市民病院長）を開催し、自治体病院の再編・ネットワーク化等について、総合的かつ詳細に検討を行ってまいりました。このたび、本検討会における報告書がとりまとめられました。

1. 自治体病院を取り巻く状況

○自治体病院を取り巻く状況は、以下のとおり大きく変化するとともに、民間病院とのイコールフッティングの議論もあり、その経営効率化は、喫緊の課題。

- ・自治体病院は、6割を超える団体が赤字(H14決算)であるなど極めて厳しい状況
- ・地方財政全体の収支不足額が14.1兆円（H16地方財政計画）、地方財政の借入金残高が204兆円（同）となるなど、地方財政は極めて厳しい状況
- ・道路整備の進展等により、病院までの移動時間は大幅に短縮
- ・情報化による遠隔医療システムの導入の進展等
- ・将来的な人口減に伴う病床過剰の拡大の可能性
- ・地域によっては、依然として続く厳しい医師不足の状況

2. 自治体病院の再編・ネットワーク化の必要性

○上記1の状況を踏まえると、個々の病院の問題としてではなく、地域全体で効率的な医療サービスの在り方の検討が重要。特に、例えば二次医療圏単位で、中核医療機能を持つ基幹病院と日常的な医療を確保する病院・診療所に再編するとともに、これらのネットワーク化を進めていくための検討が重要。

○自治体病院の再編・ネットワーク化の効果は以下のとおり。

- ・新たな医療ニーズに対応した医療サービスの提供が可能
- ・機能分担による機能の特化により効率的な医療提供が可能
- ・基幹病院への医師の集中により医療の質が確保されるとともに、医師を確保しやすい環境となる。

【参考：既に再編が行われた山形県置賜地域（病床数132床減、基幹病院を設置し、それ以外の病院をサテライト化）においても、再編前に比べ、延外来患者数1.9%、延入院患者数4.9%増、医師数29名増等の効果があった。】

3. 自治体病院の再編・ネットワーク化の検討手順

○自治体病院の再編・ネットワーク化の検討にあたっては、例えば以下の手順による現状分析が重要。（分析のために必要な作業表を提示）

- ①地域における必要な医療内容の分析（中長期の見通しを含む）
- ②医療提供体制、自治体病院が果たしている役割及び今後果たすべき役割の分析
- ③病院の配置状況、各病院における手術件数等を分析の上、医療サービス面、コスト面の課題を抽出し、可能な再編・ネットワーク化の在り方を検討

○分析結果の評価にあたっては、以下の視点に立って現実的な評価検討を行うべき。

- ①地域にとって必要不可欠な医療が提供される体制をどのように構築すべきか。
- ②20年後、30年後まで持続可能なシステムは何か。
- ③住民の方々の利便や将来コストも念頭におき、実現可能な方策は何か。

4. 自治体病院の再編・ネットワーク化のための計画策定とその実現にあたって

○自治体病院の再編・ネットワーク化のための計画策定にあたっては、以下のこと留意する必要がある。

- ・住民のための計画づくりという基本姿勢を貫くこと
- ・丁寧な住民説明を繰り返し行うこと
- ・地域によっては、他の公的医療機関等の機能を念頭においた検討を行うこと
- ・市町村間の調整や医療計画との関係もあることから、都道府県が主導的役割を果たすべきこと
- ・市町村は、住民との関係において積極的な役割を果たすこと
- ・都道府県立中央病院も相応の役割を果たすこと
- ・大学（医学部）も積極的な関わりを持つこと

○この計画実現にあたっては、病院開設者間の十分な連携が図られるよう、広域連合や一部事務組合を活用するとともに、この広域連合等に都道府県が職員の派遣等の協力をを行うことも有用である。

○また、自治体病院の再編・ネットワーク化を促進するため、医療計画上できる限り柔軟な運用が求められるとともに、必要な財政支援措置の在り方についても検討すべきである。

5. その他自治体病院間の連携の促進について

○上記のような再編・ネットワーク化の検討に至らない場合においても、以下のような、病院間の協力による効率化努力への取組が期待される。

- ・近隣の自治体病院との事業統合による機能分担
- ・自治体病院間、さらには民間医療法人立病院を含めた医師の相互派遣による協力
- ・自治体病院間での電子カルテによる医療情報の共有と医療の共同化
- ・自治体病院間での共同購入等による医薬品や診療材料等の効率的調達

(連絡先)

自治財政局地域企業経営企画室
担当：梶谷課長補佐、小澤係長
電話：(代表) 03-5253-5111
 (内線) 3452、3459
 (直通) 03-5253-5642
 (FAX) 03-5253-5644